

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 13 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370854

研究課題名(和文) スイス盟約者団国家形成過程におけるハプスブルク家、在地貴族の役割と意義

研究課題名(英文) Part and Significance of the Habsburgs and the local Nobilities in the formative Process of the Swiss Confederacy

研究代表者

田中 俊之(Tanaka, Toshiyuki)

金沢大学・歴史言語文化学系・教授

研究者番号：00303248

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、スイスの国家形成の過程にハプスブルク家や在地の貴族層がどのように関係づけられるのかを、地域秩序のあり方を視点に考察したものである。ハプスブルク家や在地貴族は、通説が前提とするような、スイスの国家形成にとっての阻害要因だったのか？本研究では、15世紀後半以降について史料が示す「宮廷裁判」の機能に着目し、スイス北西部においてはなおハプスブルク家が在地貴族ともども地域秩序の形成に主導力を発揮し、敵対関係にあったと考えられている都市バーゼルとも依存関係にあったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I analyzed the relation of the Habsburgs and the local nobilities to the formative process of the Swiss Confederacy from the viewpoint of the formation of local order. Were they the impeditive factors in the creation of the Swiss state as commonly accepted? This study, through paying attention to the functions of the "ducal court" that is documented from the second half of the fifteenth century, pointed out that the Habsburgs with the local nobilities demonstrated their leading abilities to the formation of local order in the northwest of Switzerland and that the Habsburgs and the city of Basel, which was supposed hostile to the Habsburgs, were interdependent.

研究分野：スイス・ドイツ中世史

キーワード：中世史 スイス盟約者団 ハプスブルク家 在地貴族 秩序形成

1. 研究開始当初の背景

スイスは、原初三邦同盟(1291年)を皮切りに、14世紀半ばにかけて周辺の都市邦、農村邦に同盟関係を広げ(八邦同盟)、さらに同盟ネットワークを拡大して16世紀初めには盟約者団国家として現在に近い国家的領域を形成するに至った(十三邦同盟)。伝統的な歴史叙述においてはスイス盟約者団形成のプロセスにとって中心テーマたりえたのは、自由を志向する農民がいかにハプスブルク家による封建支配からの解放・独立を勝ち得たかであり、19世紀のナショナリズムの高揚とともに、以来これがスイス盟約者団の歴史の正当性を根拠づける柱組みとして継承されてきた。スイス各地の在地貴族についてもまた、ハプスブルク勢力がスイスから排除されていくとともに、その存在基盤を失ったと理解されてきたのである。

これに対しスイスにおける近年の研究は、従来の二項対立的な歴史観の相対化に努め、その結果、必然的にスイスにおけるハプスブルク家のあり方が議論の俎上に載せられることになった。スイス盟約者団国家の形成プロセスとハプスブルク家との関係そのものの見直しへと道筋がつけられたのである。21世紀に入り、個別テーマに関してすでいくつかのプロジェクトが成果を公刊しているが、全体としてはまだスタートラインを切ったばかりであり、射程や方法の練り直しを行いながら、今後大々的に展開することが期待されていると言ってよい。こうして、伝統的な歴史観を克服しようとする近年のスイス史研究の方向性を踏襲しつつ、これまでの研究成果をふまえて、ハプスブルク家、在地貴族に関する実態解明をめざそうと、本研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

スイス盟約者団国家の形成プロセスとハプスブルク家との関係を見直すことによって、スイス史研究の従来の動向を新たな地平に押し上げることを全体的な目的とし、研究をスタートさせた。具体的な研究の目的は下記の3つの論点に簡約できる。

(1) ハプスブルク家のスイス政策。スイス北部アールガウ地方をスイスにおける本拠地としていたハプスブルク家は、13世紀後半、オーストリア獲得後に拠点をウィーンに移

したとされる。本研究では、スイス盟約者団が同盟ネットワークを広げ、国家としての形を整えていった14・15世紀について、オーストリア大公としてハプスブルク家が西方のスイスに対しどのような動向を示したかを調査・解明することを第1の目的とした。

(2) 在地貴族とハプスブルク家との関係。近年の研究は、アルプス以北のスイスに割拠していた在地貴族のなかにハプスブルク家の家人(ミニステリアーレン)出身家系が含まれていることを明らかにしている。本研究では、在地貴族とハプスブルク家との間の主従関係の存続如何について明らかにすることを第2の目的とした。

(3) ハプスブルク家、在地貴族と盟約者団都市・農村および地域社会との関係。ハプスブルク家や在地貴族はスイス盟約者団国家の敵対勢力だったのかという論点について、本研究では、15世紀後半のバーゼル農村領域における農民自治、地域秩序、在地貴族の相互の関係をふまえ、ハプスブルク家および在地貴族が盟約者団都市・農村および地域社会に対しどのような実態(支配関係、秩序形成における役割)を示していたのかを明らかにすることを第3の目的とした。

3. 研究の方法

ハプスブルク家のスイス政策を探る上で注目すべき歴史的な出来事として、1415年のアールガウ占領を挙げることができる。アールガウ地方(現フランス東部)を故地とするハプスブルク家はその勢力拡大の過程でスイス北部のアールガウ地方(主都はバーデン)を獲得し、1273年にルードルフ(1世)が王位を得た後、ベーメン大公に戦勝してオーストリアを新たに獲得したが、ハプスブルク家の拠点をオーストリアのウィーンに移した後も、アールガウ地方はハプスブルク家にとってスイス政策の拠点であり続けた。しかし13世紀末以降のスイス同盟ネットワークの拡大過程において、ハプスブルク家はモルガルテンの戦い(1315年)、ゼンパハの戦い(1386年)、ネーフェルス(1388年)と次々と敗北を喫し、さらに1415年にはルツェルン、チューリヒ、ベルンを主体とする盟約者団によるアールガウ占領・分割によってハプスブルク家はスイスにおける本拠地を奪われた形となり、これ以降ハプスブ

ルク家はスイスにおいてその影響力を著しく低下させたと考えられてきたのである。

以上の歴史的経緯をふまえ、本研究では、アールガウ地方の西方（スイス北西部）のバーゼル農村領域（シスガウ・ラントグラフシャフト、シスガウ・ラント裁判区）を対象領域を絞り、上記3つの研究目的を、本拠地を奪われたハプスブルク家の影響力は本当に低下したのかという視点から追究することを試みた。

主たる方法は、研究文献・刊行史料・未刊行史料の調査・収集と分析であるが、特筆すべきは下記の2点である。

(1) 入手すべき刊行史料の1つが、Thommen, Rudolf (Hg.), *Urkundenbuch zur Schweizer Geschichte aus österreichischen Archiven*, 5 Bände, Basel 1899-1935（ルードルフ・トンメン『オーストリアの古文書に基づくスイス史古文書集』全5巻）であった。本史料集は、スイス側ではなくオーストリア（ハプスブルク家）側の古文書の集成であり、従来のようなスイス盟約者団の歴史の正当性を根拠づけようとするある種の歪みを回避することが見込める。スイス史を外から見るという点で重要な示唆に富むものとして必要不可欠な分析材料と位置づけた。

(2) スイス北西部の農村地域における実態を把握するためには、未刊行史料の調査・収集、ならびに特にそれら手稿史料の文字の判読を含め、全体を解読していく作業が欠かせない。本研究では、バーゼル農村邦公文書館（Staatsarchiv des Kantons Basel-Landschaft）所蔵の古文書 *Altes Archiv*（略号 AA）の AA1001, 1A. *Urkunden* (1239-1789), Bd.537 として分類されている文書群（都市バーゼルと在地貴族ハンス・ベルンハルト・フォン・エプティンゲンとの間の数々の紛争を対象としている）に見当をつけ、その一部について解読と分析を通じて研究課題に一定の見通しを得ることをめざした。

4. 研究成果

1501年にスイス盟約者団に加入した都市バーゼルが自身の領域形成に乗り出したのは、バーゼル南東に広がるヴァルデンブルク、ホムブルク、リースタールの3アムト（管区）

の諸々の支配権をバーゼル司教から抵当購入した1400年以降のことであり、特にその領域を一気に拡大したと言っているのは、1461年にアムト・ファルンスブルクの支配権および上記3アムトを加えた4アムトを包括する広域のシスガウ・ラントグラフシャフトを、当時ラントグラフ（地方伯）だったファルケンシュタイン家から購入したことによってである。その後、数十年の間に、例えばエプティンゲン家などの旧来のハプスブルク系の在地貴族に村落支配権、裁判権などを次々と売却せしめた結果、旧来の見方に従うなら、バーゼルはアールガウ占領によって1415年以降ますます影響力を失っていくハプスブルク家の勢力圏をさらに切り崩し、盟約者団加入への基盤を固めていったということになるであろう。

他方、バーゼルの南方でソロトゥルン、さらにその南方ではベルンがそれぞれ領域拡大をもくろんでおり、1480年代にはバーゼルとソロトゥルンとの間の緊張関係が高まり、それが障害となって結局バーゼルの大々的な領域形成は成就しなかった。しかしライン河畔の経済の要衝としてのバーゼルの立地、アールガウ地方の西方に位置する広大なシスガウ・ラントグラフシャフト（上級裁判権）、および同ラントグラフシャフト内に所領を有していた在地貴族の村落支配権（下級裁判権）の獲得は、経済的には上部ライン地方とのパイプをつなげたい盟約者団に、バーゼルの盟約者団加入を促したい要件が整ったことをも意味していたであろう。

以上のようなスイス北西部における15世紀後半の状況を、スイス盟約者団形成過程とハプスブルク家との関係を見直そうとする近年の研究動向に基づいて解釈し直すなら、新たにどのような事柄が注目されなければならないか、またそれに関連して史料がどのようなことを語ってくれるのか。本研究の対象領域については下記の諸点が、近年の研究動向から、また先に記したいいくつかの史料から導き出せた成果である。

(1) 1415年の盟約者団によるアールガウ占領は確かにハプスブルク家のスイスにおける拠点を奪ったが、それによってスイスにおけるハプスブルク勢力は衰退の一途をたどったのではなかった。近年の研究によれば、

第1に、アールガウ西部のシェンケンベルク城を拠点としていたハプスブルク貴族マルクヴァルト・フォン・バルトエックが、ハウプトマン（軍事長官）としてアールガウ奪還の先鋒役を担ってハプスブルク家のスイス政策の立て直しに尽力した。また第2に、スイスにおけるハプスブルク家の拠点としての機能は、都市エンシスハイムを中心とする西方のアルザス地方（現フランス東部）に移転され、そこから上部ライン地域すなわちスイス北西部にも広く影響力を行使し続けた。例えば、バーゼルがシスガウ・ラントグラフシャフトを獲得する1461年以前に、上記のエプティンゲン家がラントグラフたるファルケンシュタイン家との間に上級裁判権の所在をめぐる長きにわたって対立関係にあったのを上級審として裁いたのは、ハプスブルク家のラントフォークト（官房長官）たるペーター・フォン・メルスベルクを中心に上記のバルトエックらハプスブルク家ゆかりの有力貴族たちが関与した1450年代末のエンシスハイムの宮廷裁判（Hofgericht）であった。1455年が史料初出とされるこの宮廷裁判を通じてハプスブルク家は、地域の貴族間紛争の仲裁者として、上級裁判機能を15世紀後半に至ってなお維持していたのである。

(2) 上記バーゼル農村邦公文書館所蔵の未刊行史料AA1001, 1A. Urkunden, Bd.537は8つの束からなる1冊の冊子体（およそ縦29cm×横21cm）であり、110枚の紙が綴じ込まれて表裏にそれぞれ鉛筆でページ番号が振られている（全220ページ）。この第537巻は全体を通して都市バーゼルと騎士ハンス・ベルンハルト・フォン・エプティンゲンとの間の高権をめぐる紛争を内容としており、そのすべてが1466年に関するものである。本研究が分析対象としたのは、第537巻の87～89ページの1つのまとまりである。ここは3つの命令文書から構成され、それぞれが相互補完の関係にあり、3つを合わせて1つのまとまりをなしている。全体の内容をその背景もふまえて簡約すれば、次のようになる。

3文書いずれもがシスガウ・ラントグラフシャフト内の2つの村落プラッテルン、フレンケンドルフの農民に向け、農民がエプ

ティンゲン家の領主と交わした了解事項、義務を遵守したか否かについて真実をありのままに述べるよう命じたという内容である。3文書の発給者はそれぞれ、上記のバルトエック、コンラート・フォン・ベーレンフェルス（フレンケンドルフの領主）、ヴェルナー・トゥルーフセス（ハプスブルク都市ラインフェルデンのシュルトハイム）であった。

文書が発給された背景として考えられるのは、まずプラッテルンの領主ハンス・ベルンハルト・フォン・エプティンゲンが行使していた隣村のフレンケンドルフの支配権の半分に関して、フレンケンドルフの旧来の領主ベーレンフェルスとの間に権利関係をめぐって紛争が生じていたと考えられる。加えて、バルトエックが文書のなかで述べているように、（バルトエックが）数年前にシスガウ・ラントグラフシャフトの支配者（Regierer）であった際には知る由もなかったが、（今回）上級裁判権の問題がオーストリアの支配、ラントフォークト、バーゼル都市参事会の前でなされた訴え、答弁によって再燃した。これはすなわち、ハンス・ベルンハルトが、歴代のエプティンゲン家の領主たちが繰り返し主張してきたのと同様に、シスガウ・ラントグラフシャフト内における上級裁判権は自分（エプティンゲン家）に帰属するものであることをあらためて主張したということである。

3文書において農民への直接の命令者は「ラントフォークタイの代官」（Statthalter der Landvogtei）、すなわちオーストリア大公の管轄区の代官ハインリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタインであった。

(3) ハインリヒ・ボースの編纂した『バーゼル農村古文書集』（Boos, Heinrich (Hg.), *Urkundenbuch der Landschaft Basel*）第2巻第2冊に収録されている史料2点（Nr.807, 808）から次のことがわかる。

まず1458年2月23日文書では、村落プラッテルンの上級裁判権の帰属はシスガウ・ラントグラフにあり、エプティンゲン家にはないことが確認されている。すなわち、ラントグラフ（ファルケンシュタイン家）とエプティンゲン家との間の上級裁判権をめぐる紛争の1つの帰結がここに示されているということである。他方、1458年3月3

日文書では、バルトエックとハンス・ベルンハルトとの間の紛争としてこの上級裁判権が取り上げられ、プラッテルンに関して上級裁判権の4分の1が維持されるべきとされた。すなわち、3月3日文書は2月23日文書での確認事項を覆したものである。

3月3日文書は宮廷裁判における判決であり、裁判官はオーストリア大公の代理人としてラントフォークトたる上記のメルスベルクであった。この宮廷裁判の陪席者12名のなかに「ラントフォークタイの代官」ライヒェンシュタインも含まれていた。また2月23日文書を認証したのは上記のトゥールフェスであった。

(4) (2) で言及したハンス・ベルンハルトが上級裁判権の問題を再燃させた背景として、プラッテルンに関して共同統治から単独統治への転換が考えられる。当初ハンス・ベルンハルトはプラッテルン村域の4分の1の支配権を得ており、全域に関してエプティンゲン家の他の2名の領主との共同統治であった。(3)で言及した1458年3月3日文書は、ハンス・ベルンハルトが自身の有する4分の1に関する上級裁判権について主張が認められたものであったと推察できる。しかし1464年、ハンス・ベルンハルトはプラッテルン全域に関して単独での支配権を獲得した。このことが残り4分の3に関する上級裁判権の帰属をめぐる問題を再燃させたと考えられる。ハンス・ベルンハルトは1461年に新たなシスガウ・ラントグラーフに就いた都市バーゼルに対し、プラッテルン全域に関して、あるいはすでに支配権を拡大していたフレンケンドルフをも含めて、完全な上級裁判権を主張したものと推察できる。(2) で言及したようなバルトエックの述懐は、1458年と現今の1466年とを比較してのことであろう。こうして時系列としては上級裁判権をめぐるエプティンゲン家の問題が(3)から(2)へ流れとして繋がった。

(5) (1)を念頭に、(2)と(3)および(4)とを全体として総合し、補足的に史料から読み取れる点も付け加えるなら、下記のようにまとめることができるであろう。

(2)の1466年の3文書は、エンシスハイムの宮廷裁判における決議を受け、ライヒェ

ンシュタインを命令者として、ハプスブルク系在地貴族(バルトエック、ベーレンフェルス、トゥールフェス)の手によってそれぞれ発給された。オーストリア大公(ハプスブルク家)を頂点に戴くエンシスハイムの宮廷裁判は、1466年時点で、すなわちバーゼルが1461年にシスガウ・ラントグラーフシャフトを掌握して以降もなお地域紛争に対して機能し、ハプスブルク貴族が宮廷裁判の命令系統のなかで重要な役割を演じていたのである。

さらに別の史料からは、1467年、バルトエックがバーゼルの教区司祭と仕立屋との間の債務に関する争いにおいて仲裁者としてバーゼル市長・都市参事会の使節との間を取り持つ役割を果たしていたことが窺える。ハプスブルク家の利害の代表者たるバルトエックは農村領域のみならず都市バーゼルにおいてもその名望を発揮していたと推察できる。

ハプスブルク家のスイス政策は、エンシスハイムの宮廷裁判を通じ、少なくともスイス北西部では15世紀後半においてなお地域秩序の形成・維持に機能していた。アールガウ占領(1415年)以降のハプスブルク家については、従来とは異なる視点から再考の余地が残されていると言える。また、バーゼルの領域形成、盟約者団加入(1501年)はハプスブルク家との敵対関係を前提とすればもっともな現象と映るが、本研究で読み取った諸局面は、通説に反し、ハプスブルク家とバーゼルのよき隣人関係、相互依存関係を窺わせるものである。

スイス国家形成における盟約者団の役割を高く評価してきた伝統的な歴史観は、ハプスブルク家および在地貴族を盟約者団の敵対勢力と位置づけ、それらを盟約者団が排除することによって国家形成の礎を築いたとしてきた。そうした歴史観のもとで、ハプスブルク家、在地貴族がスイス史において果たした役割とその意義は議論にすら上らず、これまで正当な評価が与えられないままであったと言ってよい。本研究は、スイス史における伝統的な歴史観を見直すところから始め、スイス国家形成のプロセスにおけるハプスブルク家、在地貴族の実態を様々な史料に基づいて検証しようと努めた。得られた成果

は「全体」に対しローカルな「部分」にとどまるが、地域研究の積み重ねは、やがて全体像を結ぶためにも継続していかなければならない。本研究に関しては、1460年代以降、ブルゴーニュ戦争、シュヴァーベン戦争、そしてバーゼルの盟約者団加入（1501年）、さらにその後の変化に至る過程を注意深く考察していく必要がある。なお本研究の成果の一部は、特に海外（イタリア）での学会発表や海外の研究叢書への掲載を通じて、世界に向けて発信する第一歩になりえたと思われる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

Toshiyuki Tanaka 「Das Landgericht und die Adligen der Region im Baselland (15. Jahrhundert)」『金沢大学歴史言語文化学系論集 [史学・考古学篇]』, 査読無, 7, 2015, pp.53-68.

<http://dspace.lib.kanazawa-u.ac.jp/dspace/handle/2297/41415>

田中俊之「15世紀後半バーゼル農村部におけるハプスブルク系在地貴族 未刊行史料の活字化と分析」『金沢大学歴史言語文化学系論集 [史学・考古学篇]』, 査読無, 6, 2014, pp.103-128.

<http://dspace.lib.kanazawa-u.ac.jp/dspace/handle/2297/36950>

〔学会発表〕（計2件）

Toshiyuki Tanaka, Das Landgericht und die Adligen der Region im Baselland (15. Jahrhundert). in: Alpine communities and conflicts from late Middle Ages to early Modernity / Final conference (28. 3. 2014. Fondazione Bruno Kessler, Istituto Storico Italo-Germanico in: Trento / Italy)

田中俊之「15世紀スイス北西部のラント裁判と在地貴族」第81回西洋史読書会大会（2013年11月3日、京都大学（京都府京都市））

〔図書〕（計3件）

Toshiyuki Tanaka, The District Court and the Nobility of the Basel-Land Region (Fifteenth Century). in: Marco Bellabarba /

Hannes Obermair / Hitomi Sato (eds.) *Communities and Conflicts in the Alps from the Late Middle Ages to Early Modernity*, Bologna / Berlin, 2015, pp.237-249.

田中俊之「裁く農民、抗う領主 1460年代バーゼル農村部の農民裁判より」服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史 紛争と秩序のタペストリー』(ミネルヴァ書房, 2015) pp.222-246.

田中俊之「都市民・農民の「名誉」文化 アルプスとその周辺地域」踊共二編『アルプス文化史 越境・交流・生成』(昭和堂, 2015) pp.96-100.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 俊之 (TANAKA TOSHIYUKI)

金沢大学・歴史言語文化学系・教授

研究者番号：00303248